

マンション共用部分用火災保険



日新火災



マンションドクター 火災保険

'16年1月改定

管理組合の皆さまへ



良質な「管理」に対して、割安[※]な「保険料」を



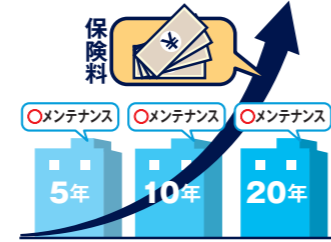
※一般社団法人日本マンション管理士会連合会が実施する「**マンション管理適正化診断サービス**」における診断結果に基づき、割引が適用された場合
「マンションドクター火災保険」は、マンション管理組合特約付すまいの保険のペットネームです。

建築年だけで保険料が決まる火災保険にご加入の場合…

建築年が違うだけで
火災保険の保険料は
こんなに違うのか…



うちのマンションは、
きちんとメンテナンスをしてきたのに
建築年だけで保険料が決まって、
毎年保険料が上がるのは
納得できない!

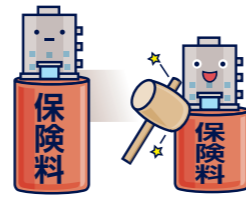


マンションドクター

火災保険 なら

**給排水管等のメンテナンス状況に応じて
火災保険料が割引されます!**

だから **割安***の保険料 を実現!



*「マンション管理適正化診断サービス」における診断結果に基づき、割引が適用された場合

「マンション管理適正化診断サービス」とは?

一般社団法人日本マンション管理士会連合会が実施するメンテナンス状況の診断サービスです。

Point 無料!
**メンテナンス
状況を診断**

診断マンション管理士が無料でメンテナ
ンス状況を診断します。

Point 無料!
診断レポート

診断結果は「診断レポート」として無料で
ご提供します。

マンション管理士とは

マンションの住環境の維持・向上を目的として、マンションの管理の適
正化の推進に関する法律に基づいて創設された国家資格です。全
国に資格者があり、専門知識をもってマンション管理組合の運営、大
規模修繕等の建物構造上の技術的問題などについて、主に管理組
合の立場でマンション管理に関する様々な問題の解決をサポートして
います。

日本マンション管理士会連合会とは

国や関係団体との連携、協力を進めながら、マンション管理士制度の
普及、周知に努力し、マンション管理の適正化を目指すことを最大の
目的として、平成19年12月10日に設立された全国のマンション管理
士会の統一組織です。

「マンション管理適正化診断サービス」お申込み手順

専用の診断依頼書をFAXで送信(パンフレットP.10参照)

日本マンション管理士会連合会ホームページ
<<http://www.nikkanren.org/>>からも
直接お申込みが可能です。



診断時に必要な資料

※診断には以下の資料が必要となりますので
予めご用意ください。

- ①管理規約、使用細則等の細則集
- ②長期修繕計画
- ③総会議事録
- ④管理委託契約書
- ⑤工事報告書
(大規模修繕工事報告書、給排水管工事報告書、保証書)
- ⑥特殊建築物等定期調査報告書
- ⑦竣工図書一式
(設計図書一式)
- ⑧消防用設備等点検結果報告書、
結果総括表
- ⑨保険金請求書類一式
- ⑩診断内容確認書
(診断マンション管理士よりお渡します。)

日本マンション管理士会連合会の診断マンション管理士
から連絡がありますので、診断実施日をお打合せください。

診断実施

無料

共用部分の確認なので、各区
分所有者の専有部分に立ち入
ることはありません。



※診断有効期限は、築20年未満のマン
ションについては5年、築20年以上のマン
ションについては3年となります。診断
有効期限内は、再度診断を受けることは
できません。

レポート
のご提供

無料

マンションドクター火災保険をご契約いた
だくかどうかにかかわらず、今後のマンショ
ン管理に向けた改善点等のアドバイスを記
載した「診断レポート」をご提供いたします。



※「マンション管理適正化診断サービス」は予告なく内容を変更・終了することがありますので、あらかじめご了承ください。

「マンション管理適正化診断サービス」お申込み手順

「マンション管理適正化診断サービス」における診断結果に基づいて、
弊社代理店より保険料のお見積りを提示します。

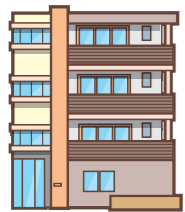
※診断結果によっては割引が適用されない場合があります。

マンションドクター火災保険をご契約いただくかどうか決定
していただきます。

※診断を行った結果、お引受けできないことがありますので、あらかじめご了承ください。



※「マンション管理適正化診断サービス」による診断を受けない場合、マンションドクター火災保険にご加入いただくことはできま
せん。必ず事前に診断を受けてください。



「マンションドクター火災保険」はマンション生活を取り巻く様々なリスクを補償します。

補償内容

基本補償

マンションドクター火災保険では以下の補償があらかじめセットになっています。

※地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする事故は補償の対象となりません。

詳細は P.7

財産に関する補償

火災

落雷

破裂・爆発

風災・雹(ひょう)災・雪災による損害

⚠️ 損害額が20万円以上の場合に補償します。

建物外部からの物体の衝突等

給排水設備の事故による水ぬれ

⚠️ 給排水設備自体に生じた損害は補償の対象となりません。

騒擾(じょう)・集団行動・労働争議に伴う暴力行為・破壊行為

盗難

事故時諸費用

基本補償および破損・汚損等の損害保険金をお支払いする場合、事故時に生ずる費用を補償します。損害保険金の10%をお支払いします(100万円が限度となります)。

*マンションドクター火災保険では、「風災・雹(ひょう)災・雪災危険補償特約」、「盗難・水濡れ等危険補償特約」および「事故時諸費用補償特約(10%払)」が自動セットされます。

賠償責任に関する補償

建物管理賠償責任補償特約

次のいずれかに該当する事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合の損害賠償金などを補償します。

- マンション共用部分の欠陥等に起因する偶然な事故
- マンション共用部分の賃貸または管理およびこれに付随する業務の遂行に起因する偶然な事故



*マンションドクター火災保険では、建物管理賠償責任補償特約が自動セットされます。

おすすめポイント

- 火災だけでなく、自然災害やその他の様々な事故を幅広く補償します! P.7
- 建物本体の共用部分に限らず、建物以外の構築物(掲示板・自転車置場等)も補償します! P.6
- 管理組合および各区分所有者個人の賠償責任も補償します。P.8

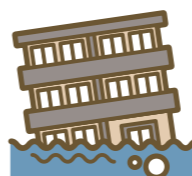
プラス

補償範囲を拡大!

オプション

以下のオプションを選択いただくことにより補償を追加できます。

財産に関する補償

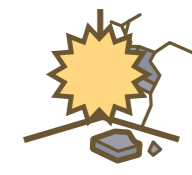


水災

⚠️ 下表の損害割合に応じて保険金をお支払いします。

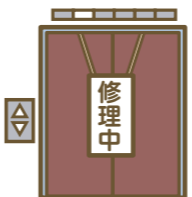
損害割合	お支払いする保険金の額
①損害額が新価額の30%以上のとき	損害額(保険金額が限度)
②損害額が新価額の15%以上30%未満のとき	保険金額×10%
③損害額が新価額の15%未満のとき	保険金額×5%

①に該当しない場合で、保険の対象である建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水となった場合



破損・汚損等

⚠️ 自己負担額は3万円となります。



**電氣的・機械的
事故補償特約**

マンションの共用部分に付属する機械設備・装置に生じた電氣的・機械的の事故によって損害が生じた場合、損害保険金をお支払いします。

⚠️ 自己負担額は3万円となります。

保険の対象となる機械設備・装置の例

設備名称	機械設備・装置
空調設備	温風暖房機、ボイラ付属装置、冷凍機 等
電気設備	照明器具、アンテナ設備、火災報知設備 等
給排水・衛生・消火設備	給水設備、給湯設備、衛生設備、各種消火設備 等
昇降設備	エレベータ 等
その他の設備	自動ドア設備、シャッター設備 等
駐車機械設備	駐車機械本体、ターンテーブル 等

※この特約の保険の対象は、機械設備・装置のうち、この特約に定めるマンションの共用部分に付属する機械設備・装置となります。詳細は、弊社代理店または弊社にご照会ください。

費用に関する補償

水濡れ原因調査費用補償特約

マンションにおいて水濡れ事故が発生した場合に、その原因を調査するために必要な費用を補償します。



▶支払限度額(保険年度ごと)…100万円

賠償責任に関する補償

個人賠償責任総合補償特約(包括契約用)



日常生活において発生した偶然な事故または居住戸室の所有・使用・管理に起因する偶然な事故によって他人の身体に障害を与えたり、他人の財物(他人からの借用物を除きます。)を損壊させたことにより法律上の損害賠償責任を負った場合の損害賠償金などを補償します。

*マンションドクター火災保険では、個人賠償責任総合補償特約(包括契約用)をご選択いただいた場合、保管物賠償責任補償対象外特約も自動セットされます。

地震による火災や倒壊は地震保険で!

地震保険

地震による火災、損壊、流失などの損害は「マンションドクター火災保険」だけでは補償の対象となりません。「地震保険」をあわせてご契約ください。



地震が原因の火災



地震が原因の損壊・埋没など



地震が原因の津波・洪水などの水害

地震保険の詳細 P.5

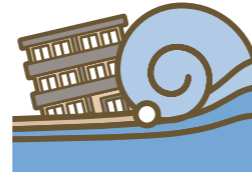
地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、損壊、流失などの損害は、「マンションドクター火災保険」だけでは補償の対象となりません。「地震保険」をあわせてご契約ください。



地震が原因の火災



地震が原因の損壊・埋没など



地震が原因の津波・洪水などの水害

地震保険のお申込み

地震保険だけではご契約いただけません。「マンションドクター火災保険」などの火災保険にセットして地震保険をお申込みください。火災保険のご契約時に地震保険をご契約されなかった場合でも、火災保険の保険期間の途中から地震保険をご契約いただけますので、希望される場合には取扱代理店または弊社までご連絡ください。なお、地震保険はご希望されない場合を除き、ご契約いただくこととなっております。ご契約されない場合は、申込書の「地震保険ご確認欄」にご捺印ください。マンション共用部分への地震保険のご契約につきましては、各区分所有者への地震保険ご契約意思確認が必要となります。

地震保険のお支払保険金

①お支払いする保険金の額

損害の程度	お支払いする保険金
全損のとき	建物の地震保険金額の全額〔時価額が限度〕
半損のとき	建物の地震保険金額の50%〔時価額の50%限度〕
一部損のとき	建物の地震保険金額の5%〔時価額の5%限度〕

※お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が11.3兆円を超える場合、算出された支払保険金総額に対する11.3兆円の割合によって削減されることがあります(2016年4月現在)。

ご注意 損害の程度である「全損」、「半損」、「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従います。詳細につきましては、「ご契約のしおり」をご確認ください。

※大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合、その地域に所在する建物につきましては地震保険の新規契約または増額契約はご契約いただけませんのでご注意ください。

②保険金をお支払いできない主な損害

- 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害 など

地震保険のご契約にあたって

地震保険の対象となるもの

建物 地震保険では、居住用の建物が保険の対象となり、店舗や事務所等のみに使用されている建物は対象となりません。

地震保険の保険金額

1世帯(地震保険の補償の対象となる方)ごとの地震保険の保険金額は、建物の専有部分と共用部分とあわせて5,000万円を限度に設定いただけます。また、マンション共用部分の地震保険の保険金額は、1世帯(地震保険の補償の対象となる方)ごとの共用部分の地震保険の保険金額を合計した額となります。

$$1\text{世帯(地震保険の補償の対象となる方)ごとの共用部分の地震保険金額} = \text{「マンションドクター火災保険」の保険金額} \times \text{共有持分割合} \times 30\sim 50\%$$

地震保険の割引制度について

地震保険には、建物の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度がございます。割引適用の際は、所定の確認資料のご提出が必要です。なお、本割引は確認資料をご提出いただいた日以降について適用します。

※右記の割引は重複して適用することはできません。

※代表的な確認資料となりますので、詳細につきましては、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

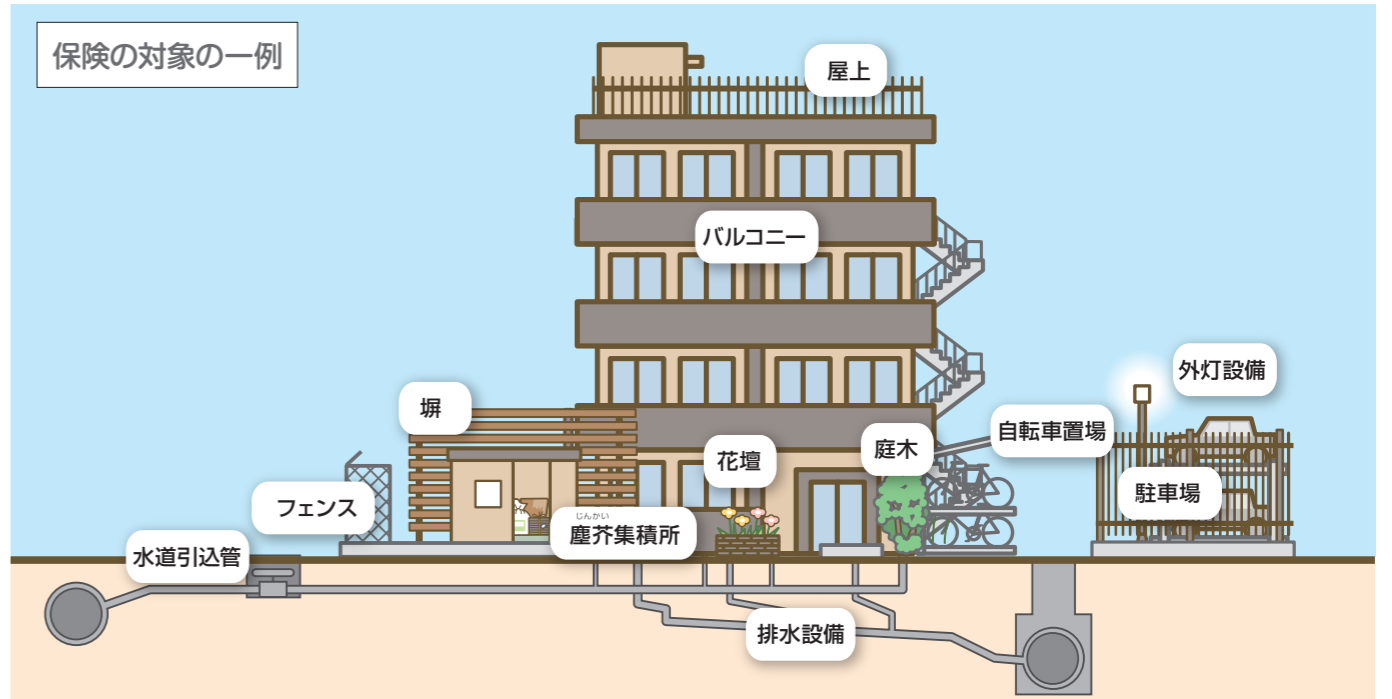
割引名(割引率)	割引適用条件	必要な確認資料*
建築年割引 (10%)	昭和56年6月1日以降に新築された建物であること。	公的機関等が発行する適用条件を確認できる書類(「建物登記簿謄本」、「建築確認書」等)
耐震等級割引 (等級に応じて10%・30%・50%)	住宅の品質確保の促進等に関する法律、または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級の評価指針」に基づく耐震等級を有している建物であること。	①住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく「建設住宅性能評価書」、 ②「耐震性能評価書」(耐震等級割引の場合に限り)、 ③登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」(免震建築物であることまたは耐震等級が確認できない場合、耐震等級割引(新築は30%、増築・改築は10%)が適用されます。) ④以下の2つの書類(a.のみ場合は耐震等級割引(新築は30%、増築・改築は10%)が適用されます。) a.長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(「認定通知書」、認定長期優良住宅であることが確認できる「住宅用家屋証明書」、「認定長期優良住宅建築証明書」等) b.「耐震等級」または「免震建築物」であることの確認できる「設計内容説明書」等
免震建築物割引 (50%)	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物であること。	
耐震診断割引 (10%)	地方公共団体等による耐震診断・耐震改修の結果、改正建築基準法に基づく耐震基準を満たす建物であること。	①耐震診断の結果により国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示第185号)に適合することを地方公共団体等が証明した書類 ②耐震診断・耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書(「耐震基準適合証明書」、「住宅耐震改修証明書」等)

*地震保険の詳細につきましては、「地震保険パンフレット」「地震保険料控除制度」のチラシをご参照ください。

付属施設も補償の対象に含まれます。

保険の対象の範囲

マンション建物の本体の共用部分(玄関ホール、屋外階段等)に限らず、建物に直接付随しない付属建物や設備、構築物などの共用部分も保険の対象として補償されます。



*共同住宅建物が2棟以上ある場合、それぞれに保険金額を定めてご契約いただけます。その際、付属設備がどちらに含まれるか不明確な場合は、いずれかの建物に含まれる旨を明記ください。

評価の方法

- 建物の評価は新価基準によって行います。
- マンション共用部分の評価額は、一般的に壁真基準の場合は全体の評価額の40%程度、上塗基準の場合は60%程度となります。共用部分と専有部分の区別については、管理規約等でご確認ください。

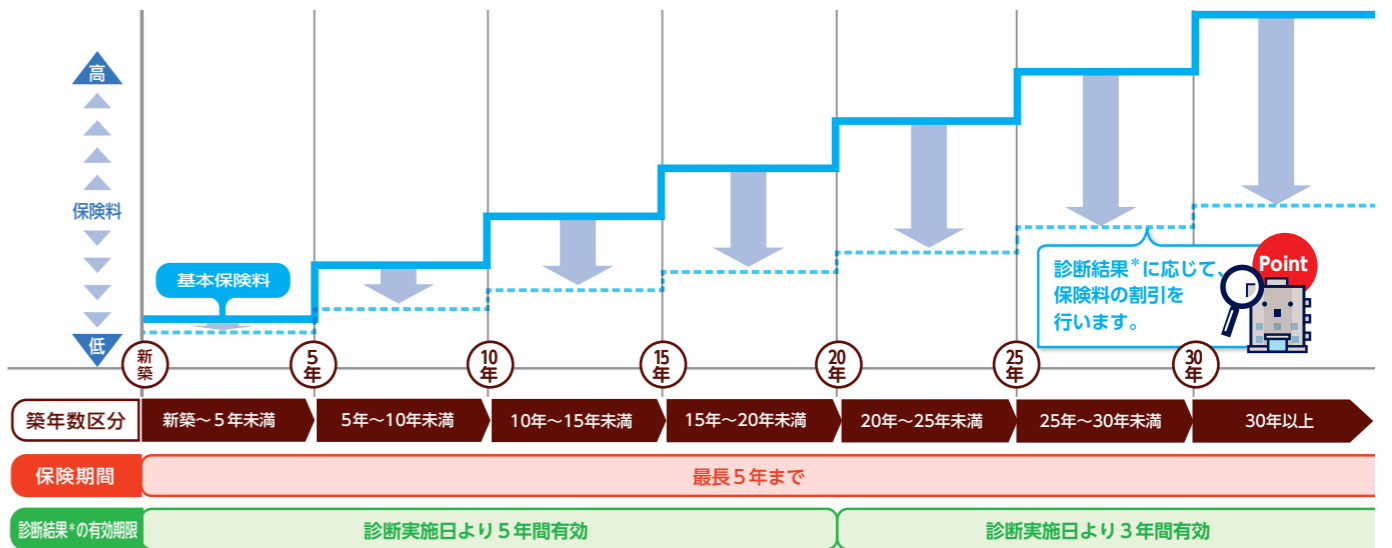
保険金額の決定方法

評価額が2億円の場合 ⇒ 保険金額は2億円で設定します。

※万が一の事故によって修理をしなければならない場合に備えて保険金額は評価額いっぱいまで設定することをおすすめしますが、ご希望により、評価額の範囲内(評価額の20%~90%)で設定いただくことができます。この場合、修理等を行うにあたって自己負担が生じることがありますのでご注意ください。

保険期間と診断有効期限について

マンションドクター火災保険においては、築年数区分に応じて、診断結果*の有効期限、基本保険料、保険期間が異なります。



*「マンション管理適正化診断サービス」における診断結果をいいます。

主な補償内容

「マンションドクター火災保険」の主な補償内容

- はオプションです。セットいただいた場合のみ補償されますのでご注意ください。
- はご契約内容により自動的にセットされます。
- はマンションドクター火災保険に自動的にセットされます。

	保険金をお支払いする場合と保険金の額(限度額)	保険金をお支払いできない主な場合・損害など															
財産の補償	■基本補償(普通保険約款) 火災、落雷、破裂または爆発(気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。) 保険金額を限度として実際の損害額をお支払いします。	すべての保険金に共通の事項 ①ご契約者や被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ②戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波による損害 ④核燃料物質等起因する事故による損害 ⑤風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの建物内部への吹込み、浸込みまたは漏入によって生じた損害 ⑥次のいずれかに該当する損害 a. 保険の対象の欠陥 b. 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害 c. ねずみ食い、虫食い等 ⑦保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ⑧保険料の領収前に生じた事故による損害(保険料の領収について特段の定めのある場合を除きます。) など															
	■風災・雹(ひょう)災・雪災危険補償特約 風災(台風、竜巻、暴風等)・雹(ひょう)災・雪災(豪雪、雪崩(なだれ)等)により、損害の額が20万円以上となった場合 保険金額を限度として実際の損害額をお支払いします。																
	A 水災危険補償特約(定率払) 台風、暴風雨などによる洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災による損害の状況が、次の①～③に該当する場合に、下表の損害割合に応じて保険金をお支払いします。																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">損害割合</th> <th colspan="2">お支払いする保険金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">①損害額が新価額の30%以上のとき</td> <td colspan="2">損害額(保険金額が限度)</td> </tr> <tr> <td>①に該当しない場合で、保険の対象である建物が、床上浸水^(注1)または地盤面^(注2)より45cmを超える浸水となった場合</td> <td>②損害額が新価額の15%以上30%未満のとき</td> <td>保険金額×10%(1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円が限度)</td> <td>保険金は②と③を合わせ、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円が限度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③損害額が新価額の15%未満のとき</td> <td>保険金額×5%(1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円が限度)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (注1) 居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。 (注2) 床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。	損害割合		お支払いする保険金の額		①損害額が新価額の30%以上のとき		損害額(保険金額が限度)		①に該当しない場合で、保険の対象である建物が、床上浸水 ^(注1) または地盤面 ^(注2) より45cmを超える浸水となった場合	②損害額が新価額の15%以上30%未満のとき	保険金額×10%(1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円が限度)	保険金は②と③を合わせ、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円が限度		③損害額が新価額の15%未満のとき	保険金額×5%(1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円が限度)	
損害割合		お支払いする保険金の額															
①損害額が新価額の30%以上のとき		損害額(保険金額が限度)															
①に該当しない場合で、保険の対象である建物が、床上浸水 ^(注1) または地盤面 ^(注2) より45cmを超える浸水となった場合	②損害額が新価額の15%以上30%未満のとき	保険金額×10%(1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円が限度)	保険金は②と③を合わせ、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円が限度														
	③損害額が新価額の15%未満のとき	保険金額×5%(1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円が限度)															
費用保険金等	■盗難・水濡れ等危険補償特約 ●建物外部からの物体の落下、飛来、衝突等 ●給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故による水ぬれ(給排水設備自体に生じた損害を除きます。) ●騒擾(じょう)、労働争議などに伴う暴力行為・破壊行為 ●盗難によって保険の対象に生じた盗取、損傷または汚損 保険金額を限度として実際の損害額をお支払いします。	■盗難・水濡れ等危険補償特約 ⑨ご契約者または被保険者が所有または運転する車両・積載物の衝突または接触による損害 など															
	B 破損・汚損等危険補償特約 ■基本補償(普通保険約款)、■風災・雹(ひょう)災・雪災危険補償特約、■盗難・水濡れ等危険補償特約およびA以外の不測かつ突発的な事故 1回の事故につき、保険の対象である建物の損害の額からそれぞれ自己負担額(3万円)を差し引いた額を保険金額を限度としてお支払いします。	B 破損・汚損等危険補償特約 ⑩差押え、収用、没収等、国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害 ⑪土地の沈下、移動または隆起による損害 など ※上記①～⑧は、下記費用保険金、その他の特約についても同様にお支払いできません。															
	■事故時諸費用補償特約(10%払) ■基本補償(普通保険約款)、■風災・雹(ひょう)災・雪災危険補償特約、■盗難・水濡れ等危険補償特約およびBの事故により損害保険金が支払われる場合 ◎損害保険金の10%に相当する額を、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度としてお支払いします。 ⑥損害の額が新価額の70%以上になった場合は、上記◎に上乗せして損害保険金の10%に相当する額を、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円を限度としてお支払いします。																
費用に関する補償	■損害防止費用 ■基本補償(普通保険約款)の事故による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合(消火活動のために消費した消火薬剤等の再取得費用、消火活動に使用したために損傷した物の修理費用または再取得費用等) 実際に支出した費用をお支払いします。																
	■水濡れ原因調査費用補償特約 マンションにおいて水濡れ事故が発生した場合に、その原因調査に要する必要かつ有益な費用を補償します。 保険期間 ^(注) を通じて100万円を限度として水濡れ原因調査費用をお支払いします。 (注) 保険期間が1年を超える契約については契約年度ごと																

	保険金をお支払いする場合と保険金の額(限度額)	保険金をお支払いできない主な場合・損害など
賠償責任に関する補償	■建物管理賠償責任補償特約 次のいずれかに該当する事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合 ●マンション共用部分の欠陥等に起因する偶然な事故 ●マンション共用部分の賃貸または管理およびこれに付随する業務の遂行に起因する偶然な事故 a. 損害賠償金の額 (1回の事故につき、保険証券記載の支払限度額が限度) b. 損害賠償責任の解決について、弊社の同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解等に要した費用(a.の額とは別にお支払いします。)	●ご契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意 ●地震、噴火またはこれらによる津波による損害 ●被保険者と第三者との間で特別な約定により加重された損害賠償責任 ●施設の損壊について、その施設につき正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ●排水または排気に起因する損害賠償責任 ●屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任 ●施設の修理、改造、取りこわし等の工事に起因する損害賠償責任 ●航空機、自動車または施設外の船、車両もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など
	■個人賠償責任総合補償特約(包括契約用) 日常生活における偶然な事故または居住用戸室の所有・使用・管理に起因する偶然な事故によって他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したことにより被保険者*が法律上の損害賠償責任を負った場合、損害賠償金、争訟費用などを補償します。 ※個人賠償責任総合補償特約(包括契約用)の場合、次の被保険者の方を包括してお引受けします。 ●居住用戸室に居住している方 ●居住用戸室に居住している方の配偶者 ●居住用戸室に居住している方またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子 ●居住用戸室の所有者で、居住用戸室に居住していない方。ただし、この方の日常生活に起因する賠償事故に関しては、補償の対象となりません。 a. 損害賠償金の額：1回の事故につき保険証券記載の支払限度額が限度。支払限度額はご契約時に3,000万円、5,000万円、1億円のいずれかを設定いただけます。 b. 損害賠償責任の解決について、弊社の同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解等に要した費用(a.の額とは別にお支払いします。)	●ご契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意 ●地震、噴火またはこれらによる津波による損害 ●被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ●自動車、原動機付自転車、航空機、船舶および銃器等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者が使用または管理する他人の財物の損壊、紛失、盗取 個人賠償責任総合補償特約(包括契約用)をお申込みいただくと、自動的に保管物賠償責任補償対象外特約もセットされます。 など
	■賠償事故の解決に関する特約(概要) 個人賠償責任総合補償特約(包括契約用)をお申込みいただくと賠償事故の解決に関する特約が自動的にセットされ、上記補償の対象となる損害賠償責任が発生した際に行う折衝、示談または調停もしくは訴訟、弁護士を選任等の手続について、弊社が協力または被保険者の同意を得て代行いたします(場合により、代行できないことがあります。)。	
財産の補償	■電氣的・機械的的事故補償特約 B以外の電氣的・機械的的事故によって、保険の対象であるマンションの電気設備等に損害が生じた場合 1回の事故につき、保険の対象である建物の損害の額からそれぞれ自己負担額(3万円)を差し引いた額を保険金額を限度としてお支払いします。 ◇注意 この特約の保険の対象は、機械設備・装置のうち、この特約に定めるマンションの共用部分に付属する機械設備・装置となります。詳細は弊社代理店または弊社にご照会ください。	※前ページの「＜保険金をお支払いできない主な場合・損害など＞」と同様です。 【その他電氣的・機械的的事故補償特約の対象とならないもの】 ●ベルト、ワイヤロープ(エレベータのワイヤロープを除きます。)、工具類、刃、潤滑油、冷媒、触媒 など
	■先物契約特約 保険期間が始まる前にご契約された場合、保険期間開始の時に使用されている火災保険料率を適用します(地震保険も同様です。)。	
自動的に適用される特約	■代位求償権不行使特約 保険金の支払によって被保険者が借家人(賃貸借契約または使用貸借契約に基づき保険の対象である建物を占有する方をいい、転貸人・転借人を含まず。)に対して有する権利を弊社が取得した場合でも、弊社はその権利を行使しません。ただし、借家人の故意または重大な過失によって生じた損害に対し保険金を支払った場合を除きます。	
	■動物特約 この保険によって補償される事故であっても、保険の対象である動物が、収容される建物または工作物内で損害を受け、損害発生後その日を含めて7日以内に死亡した場合にのみ保険金をお支払いする特約です。	
	■植物特約 この保険によって補償される事故であっても、保険の対象である鑑賞用植物が、損害発生後その日を含めて7日以内に枯死した場合にのみ保険金をお支払いする特約です。	
	■保険料の返還または請求に関する特約(地震保険用) 地震保険普通保険約款で定められた保険料の返還または請求に関する規定を、すまいの保険普通保険約款と整合をはかるために読み替える特約です。地震保険をセットされた場合に自動的に適用されます。	

告知義務・通知義務等について

告知義務について

ご契約を締結いただく際に、ご契約者または被保険者には、次の①～③までの事項(告知事項)について弊社にお申出いただく義務(告知義務)があります。申込書に記載されたこれらの告知事項の内容が事実と違っている場合には、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

①保険の対象の所在地 ②保険の対象である建物の構造・用法 ③保険の対象を同一とする他の保険契約または共済契約の有無

通知義務等について

ご契約締結後、ご契約者または被保険者には、次の①の事項(通知事項)に変更がある場合に、弊社にお申出いただく義務(通知義務)があります。申込書または保険証券に記載されたこれらの事項に変更がある場合は遅滞なくご通知ください。遅滞なく通知しただけなかった場合は、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。また、②または③の事項に変更がある場合に、通知しただけなかったときは、重要なお知らせやご案内ができないことや十分な保険金をお支払いできないことがありますので、これらの変更につきましても必ず弊社へご連絡ください。

①保険の対象である建物の構造・用途の変更 ②転居等によるご連絡先・ご住所等の変更 ③保険の対象である建物の増改築や一部取りこわし 等

補償の重複について

個人賠償責任総合補償特約(包括契約用)等のご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

事故が発生した場合について

事故のご通知について

事故が発生した場合は、次の事項を遅滞なく取扱代理店または弊社にご連絡ください。

①事故の状況、被害者の住所、氏名 ②事故発生日時、事故場所 ③損害賠償の請求を受けた場合はその内容 等

賠償責任に関するオプション(特約)について【先取特権】

個人賠償責任総合補償特約(包括契約用)または建物管理賠償責任補償特約の事故によって被保険者の負担する損害賠償責任が発生した場合、事故にかかわる損害賠償請求権者(被害者)は、保険金を優先的に支払われる権利(先取特権)を取得します。保険金は、被保険者が賠償金を被害者にお支払い済みである場合等を除き、原則として被害者に直接お支払いします。

※個人賠償責任総合補償特約(包括契約用)または建物管理賠償責任補償特約に関する事故の場合、損害賠償の請求の全部または一部を承認しようとするときは、必ず弊社に連絡し承認を得てください。弊社の承認がないまま被害者に対して損害賠償の請求の全部または一部を承認された場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引かせていただくことがありますので十分ご注意ください。

保険金の請求および保険金のお支払時期について

保険金の請求に必要な書類について

保険金のご請求にあたっては、事故の種類や内容に応じ、次の書類等のうち弊社が求めるものをご提出ください。なお、下記は例示であり、事故の種類・内容に応じて下記以外の書類等の提出を依頼することがあります。事故のご連絡をいただいた後に、弊社より改めて提出が必要な書類等のご案内をいたします。

①保険金請求書 ②登記簿、住民票、戸籍謄本等、保険の対象の所有者や被保険者を確認するための書類 ③保険の対象の盗難による損害の場合、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類 ④被害が生じた物の価額を確認できる書類(領収証等)、被害が生じた物の写真等および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類 ⑤残存物の廃棄や清掃などの取片づけ、事故原因の調査等における領収証や見積書、請求書等の各種費用を確認できる書類 等

保険金をお支払いする時期について

弊社が保険金のお支払いに必要な書類の取付を完了した日から、原則として30日以内に保険金をお支払いします。なお、次のような事由が生じた場合は、お客さまにその理由と内容をご連絡のうえ、事由ごとに定めた日数を限度にお支払時期を延長させていただくことがあります。

①警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合 ②専門機関による鑑定等の結果を得る必要がある場合 等

保険金をお支払いした後のご契約について

損害保険金のお支払額が1回の事故で保険金額(保険金額が新価額を超える場合は、新価額とします。)の80%を超えた場合は、ご契約は損害発生時に終了します。

地震保険において、損害の認定が全損となり、保険金をお支払いした場合、地震保険契約は損害発生時に終了します。

その他

※このパンフレットは「マンションドクター火災保険」のごく簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、弊社代理店または弊社にご照会ください。また、ご契約時およびご契約後に、特にご注意いただきたい事項を、契約申込書および重要事項説明書に記載しておりますのでご確認ください。

※弊社は、お預かりしたお客さまの個人情報を適切に取り扱うとともにその安全管理に努めております。重要事項説明書に記載の「お客さま情報の取扱いについて」をご確認ください。

※保険料をお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行しますのでお確かめください。ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ですが弊社営業店にご照会ください(集団扱等一部のご契約方式の場合には、保険料領収証の発行は行いません。)

※弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

「マンション管理適正化診断サービス」

診断依頼書

宛先：(一社)日本マンション管理士会連合会事務局 行

▶FAX:03-5825-4085

TEL:03-5839-2841

メールアドレス: info@nikkanren.org

※土日祝日を挟む場合は、依頼の返信に時間がかかる場合がありますので予めご了承下さい。
※連合会のHP(<http://www.nikkanren.org/>)からもご依頼いただけます。

依頼日 平成 年 月 日

管理組合・物件情報

管理組合名				理事長名または管理者名	
住 所	〒 -				
電話番号	() -				
◎物件概要					
階 数	地 上	階	地 下	階	
戸 室 数	<input type="checkbox"/> 50戸室未満 <input type="checkbox"/> 50戸室以上～100戸室未満 <input type="checkbox"/> 100戸室以上				
建 築 年 月	年	月	棟 数	<input type="checkbox"/> 単棟型	<input type="checkbox"/> 団地型(棟)
現在ご加入の保険会社	<input type="checkbox"/> 日新火災 <input type="checkbox"/> その他()				

診断依頼書記入者

氏 名					
住 所	〒 -				
電話番号	() -				
メールアドレス	@				
区 分	<input type="checkbox"/> 日新火災代理店 <input type="checkbox"/> その他()				

連絡先(記入者と異なる場合のみ記載)

氏 名					
住 所	〒 -				
電話番号	() -				
メールアドレス	@				
区 分	<input type="checkbox"/> 日新火災代理店 <input type="checkbox"/> マンション管理士 <input type="checkbox"/> マンション管理組合 <input type="checkbox"/> その他()				

その他、診断にあたっての留意事項等(契約しているマンション管理士がいる場合等に記載)

--

契約内容の変更、事故が起こった時の連絡先

●ご契約内容の変更の場合

ご契約内容の変更・解約については取扱代理店または日新火災までご連絡ください。

なお、夜間・休日などでご連絡がつかないときは、日新火災テレフォンサービスセンターにご連絡ください。

●ご契約内容に変更が生じた場合、遅滞なく通知いただきませんと、保険金をお支払いできなかつたり、保険契約を解除させていただく場合がございます。変更内容については必ずご連絡ください。

**日新火災
テレフォンサービスセンター**

フリーダイヤル 0120-616-898までお電話を！

【受付時間：9:00～20:00(平日)、9:00～17:00(土日・祝日)】

携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

●事故が発生した場合

サービス24にて、お客さまからの事故受付および事故相談などを24時間・365日体制で行っています。全国の拠点に駐在する弊社の専門スタッフが、迅速かつ丁寧に対応します。

◎事故受付は、サービス24

サービス24

フリーダイヤル 0120-25-7474までお電話を！

24時間・365日受付 携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

インターネット約款のご案内 約款はインターネットを通じてご提供します。

ペーパーレス化で、
地球にやさしい!

インターネット
約款

<http://www.net-yakkan.com/>



※インターネット環境がないお客さまなどのために、紙約款も用意しています。紙約款を希望される場合は、弊社または弊社代理店にお問い合わせください。

※インターネット約款、紙約款の別を問わず、保険証券は紙の保険証券をお届けします。

用語の解説

契約者: 弊社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方 **戸室**: 1世帯の生活単位として仕切られた建物の区分 **時価額**: 損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいい、新価額から使用による消耗分を差し引いた金額 **敷地内**: 特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。 **自己負担額**: ご契約いただいた保険・オプション(特約)で保険金をお支払いする事故が発生した場合に、1回の事故につき、ご契約者にご負担いただく金額 **新価額**: 損害が生じた地および時における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額 **特約**: オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたもの **被保険者**: 保険契約の補償を受けられる方 **保険期間**: 保険のご契約期間 **保険金**: 普通保険約款および特約により補償される事故が発生した場合に、弊社が保険契約に基づいてお支払いすべき金銭 **保険金額**: 弊社がお支払いする保険金の限度額 **保険の対象**: 保険事故によって損害が発生する可能性のある保険契約の対象物 **保険料**: 保険契約に基づいて、保険契約者が弊社に払い込むべき金銭

日新火災海上保険株式会社

本店 / 〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3 TEL03(3292)8000(大代表)
 お客さま相談窓口 フリーダイヤル 0120-17-2424 [9:00~17:00(土日祝除く)]
 ホームページアドレス <http://www.nisshinfire.co.jp/>

万一事故にあわれたら サービス24 **フリーダイヤル 0120-25-7474**
 24時間・365日 ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。

〒260-0852

千葉県千葉市中央区青葉町1234-18

TEL : 043-208-1635

あおば総合保険株式会社